



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	1791年Code de lois civiles構想について
Author(s)	水林, 彪
Citation	新世代法政策学研究, 7, 49-77
Issue Date	2010-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43870
Type	other
File Information	HJNGLP007_004.pdf



1791年 Code de lois civiles 構想について

水 林 彪

はじめに

水林と申します。しばらく前に、吉田さんから、この研究会で報告をするようにという依頼がありました。吉田さんとは旧知の間柄で、頼まれるとなかなか断れないという事情があります。しかし、法制史を専攻する私が、果たして、北大のグローバルCOEの基本的コンセプトに適うようなお話ができるものかどうか、はなはだ心許ないと申したところ、私がこの間、書いてきた民法や憲法の歴史に関する話でよいから、と言われましたので、断る理由もなくなり、本日、東京からやって参りました。どうぞよろしく願いいたします。

(一) 先ほど桑原さんからご紹介いただきましたように、私の本業は日本法の歴史なんですけれども、そのようなものが、どうして、ヨーロッパの特にフランスの近代法について関心を持ったのか、というあたりから話を始めさせていただきたいと思います。

私が研究者の道を歩み始めた頃から、私の学問的関心は、今日まで一貫して、近現代日本法の特性把握とその歴史的因果帰属（近現代日本法の比較法的特質の因って来る所以の解明）に置かれてきました。別の言い方をしますと、日本近現代法を、①古代から近世までの日本法の歴史と、②古代から近代までの西欧法の歴史との、これら2つの大河の合流点に形成されたものとして認識したい、ということであります。日本法制史の研究者なので、力点はもちろん、日本の古代から近現代までの法の歴史に置かれるのですが、しかし、初心に立ち返って、日本近代法の比較法的な視点からの特性把握ということを考えて、どうしても日本法の歴史だけではな

く、近代ヨーロッパ法の継受が問題となり、継受の対象となりました近代ヨーロッパ法とはいったい何であったのかということが、私自身の課題になってまいります。

（二） 西欧近代法の中でも、この間、とくにフランスの近代法について勉強してまいりました。なぜフランス法かといいますと、理由はほぼ二つであります。第一に、わが国における近代西欧法の継受は、刑法・治罪法・民法の領域において、フランス近代法の継受という形で始まったということ（ボアソナードが原案を起草した旧刑法、治罪法、旧民法）、第二に、成文法ないし法教義学を有する西欧近代法の中では、フランス法がメインストリームに位置するということであります。この点は、参考文献にあげさせていただいた、私の二つの論文—「近代憲法の本源的性格—société civileの基本法としての1789年人権宣言・Constitution (1791)—」（戒能通厚・棚澤能生編『企業・市場・市民社会の基礎法的考察』日本評論社、2008年、以下、「憲法」論文とよぶ）および「近代民法の本源的性格—全法体系の根本法としてのCode civil—」（『民法研究』第5号、信山社、2008年、以下「民法」論文とよぶ）—で強調したことで、そちらを参照していただきたいと思います。

（三） 西欧近代法を、法史学者が、法史学の観点から考察する、ということについても、あらかじめ、コメントしておいた方がよからうと思います。法史学は、伝統的にいわゆる前近代の法を主たる研究対象としてきました。日本については、日本法制史の一分野として「日本近代法史」という領域のあることが、今では広く承認されており、若手研究者ということでは、前近代法研究者よりも近代法史研究者の方が多いように見受けられますが、西欧法については、まだまだ、前近代法史が主流なのではないかという印象を持ちます。「近代法」はむしろ「同時代法」で歴史研究の対象ではない、「近代法」ないし「同時代法」は、法史学者よりも各分野の実定法学者の研究対象である、とする意識が根強くあるようにも思われます。

しかし、私の見るところ、西欧近代法も、法史学すなわち歴史学的研究の対象となるべきものです。そのような意識をもって対象に接近しないと、西欧近代法は正しく認識できないのではないかと思います。

法史学の分野では、よく、「近代法の枠組みを前近代法の理解にもちこ

んではならない。近代法の論理を前近代法に投影してはならない」という趣旨のことが言われます。全くその通りなのですが、同様のことは、現代法と近代法との関係についても言えるのではないかと私は考えております。現代日本法の枠組み・常識というものを近代西欧法に投影すると、大きな間違いをおかすのではないかと、近代西欧法には、現代日本法の基本構造とは異質なところがあり、意識的に現代日本法の枠組を排除して、先入観なしに近代西欧法を観察しないと、近代西欧法の認識を根本において誤るのではないかと考えるのです。日本法は、法典論争を経過したあたりから、ドイツ法の影響を強く受けるようになったことにも、注意しなければなりません。ドイツ法的枠組を無意識のうちに、西欧近代法の原型を提供するフランス法理解にもちこむと、フランス法理解は歪められます。要するに、西欧近代法の祖型と言ってよいフランス近代法は、一個の歴史的作品として観察される必要がある、ということでもあります。

そして、そうすることによって、法史学は法解釈学に対して、なにがしかの寄与をなすことができるのではないかと考えています。法解釈学はあるべき法の探求であり、法史学はかつて存在した法の認識を課題としますので、性質の異なる学問であり、法史学はそれ自体として——すなわち、法解釈学への寄与ということを考えることなく、無条件に——、価値ある学問であります。法解釈学にとっての有用性という観点からも、価値ある学問だと私は考えています。創造的な法解釈学者ならば、時代の風を正面から感じて、すでにある解釈とは異なる解釈を探求しようとし、さらには、立法ということに志向していくことになるのではないかと思います。明治の法律家は、法典編纂という大事業に向けて、西欧法の歴史と現在を総体として学びました。同じ事は今日も妥当するはずであり、今日の法解釈学者は、たとえば穂積陳重がそうしたように、広く深く、法の歴史を学ぶべきなのではないか、と思うのです。

（四） 以上のような基本的発想にもとづいて、本日は、近代憲法の原型となった1791年のフランス憲法が、その中の一条文において言及しましたCode de lois civilesについて、お話いたします。Code de lois civilesと言っても、すぐ後に述べますように、公布された法典ではなく、おそらくは草

案としてもまとめられることのなかったものなので、Code de lois civiles 構想と表現するのが適当なもののですが、それはともかくとして、今日は、この Code de lois civiles 構想とはどのようなものであったのかということについて、報告させていただきたいと思います。

このような課題設定は、実は、さきほど言及しました私の二つの論文に対する反省の中から生まれました。というのは、こういうことであります。「憲法」論文は、近代憲法の原型を求めて、1791年の loi constitutionnelle（以下、Constitution (1791) と表記する）の性格について論じ、「民法」論文では、1804年の Code civil（以下、Code civil (1804) と表記する）の性格について考えてみました。そして、後者では—今日わが国の法学界において話題になっている「憲法と民法との関係」という問題を、強く意識しつつ—、Constitution (1791) と Code civil (1804) との関係について考え、憲法と民法との関係の近代的原型はいかなるものであったのかという問題についても言及したのでした。しかし、よく考えてみると、このセットの仕方にはちょっと変なところがありました。といいますのは、Constitution (1791) と Code civil (1804) とは、ワンセットのものではないからであります。Constitution (1791) とセットをなしていたのは、Constitution (1791) がその中の一条文で、編纂計画の宣言という形で言及した Code de lois civiles であり、Code civil (1804) とセットをなしていたのは、同じ1804年の憲法であります（資料1）。憲法と民法との関係の近代的原型という議論をするならば、まずは、Constitution (1791) とこれが想定した Code de lois civiles 構想 (1791) との関係を論じなければならないわけです。しかし、私の二つの論文には、そのような考察が欠けていました。本日は、その欠を補い、議論を補正するために、1791憲法が想定していた Code de lois civiles とは何であったのか、について考えてみようというわけであります。

こういうことが課題となる背景には、実は、Code de lois civiles 構想 (1791) の内容が、一見にして明瞭な形では残されていないという事情があります。草案として残されていないばかりか、内容の概略をそれとして指示しているような文書記録がないのです。したがって、これまで、Code de lois civiles 構想 (1791) とはどのようなものであったのかを論じた研究は、管見の限りでは、存在しないようであります。しかし、いろいろ手立てをつくせば、細部まで明らかにすることは無理ですが、構想のあらま

しを推測することは出来そうに思うのです。本日は、そのことについて、お話してみたいと思います。

I Constitution(1791)における Code de lois civiles 条文の位置

それでは、ここから本論に入ります。最初に、Constitution (1791) がどんな風に Code de lois civiles 構想 (1791) に言及しているのか、この点を確認しておきたいと思います。資料2をご覧ください。これは、Constitution (1791) の最初（いわゆる人権宣言）から第2編までの全文の翻訳と、第3編以降の目次をかかげたものです。Constitution (1791) の条文には通し番号がないなど、参照指示がしにくいのですが、幸い、Constitution (1791) についての古典的研究である、樋口陽一先生や稲本洋之助先生などによる『1791年憲法の資料的研究』（東京大学社会科学研究所）掲載の Constitution (1791) には、編者が便宜のために付した番号があり、資料2にその番号を転記しておきましたので（〔 〕内の数字）、以下では、Constitution (1791) の諸条文を指示するにあたり、この番号を利用したいと思います。問題の Code de lois civiles について言及された条文は、[36] であります。

Constitution (1791) におけるこの条文の位置づけを確認するために、ごく簡単に、Constitution (1791) の編成について、概観します。

(1)冒頭に、1789年の Déclaration des droits de l'homme et du citoyen、いわゆる人権宣言が、ほとんどそのまま再掲されています。これが、Constitution (1791) の最初のパートです。

(2)次は、Constitution (1791) の前文です。厳密にいうと、Constitution (1791) 全体の前文というよりも、Constitution (1791) 中の「第一編 Constitution によって保障される基本的諸措置」の前文であったことが、議事録から伺われるのですが、そしてこのことは意味深長なのですが、これについては、後ほど触れることとして、この前文の内容は、一言でいえば、旧体制の否定です。旧体制を構成する封建的身分制的諸制度を一つ一つ具体的に挙示し、それらの廃棄を宣言するわけです。

(3)次は、「第一編 Constitution によって保障される基本的諸措置」です。この部分は、さらに、いくつかの項目に細分されます。

①最初に、droits naturels et civils の保障のことが言われています [26～

28]。その内容はと言えば、(a)就職・租税・刑罰などにおける平等と、(b)様々の精神的自由の宣言であり、(c)さらには、それらが立法権力によっても侵害されてはならないことの確認です。ただし、他人の droits naturels et civils を侵害する者に対して、立法権力は、刑罰を用意することができるが、念のために確認されています。

②次は、所有関連の諸規定です[29～31]。(a)私的所有の神聖不可侵性、(b)公共的役務にあてられる財産の国民（Nation）帰属、(c)譲渡の保障があります。

③次は、公共的事項について[32～35]。ここでは、最初に、(a)祭祀司宰者（Constitution (1791) 体制においては civil ないし public な性質を有する）の選挙、(b)公的救済、(c)公教育、(d)国民的祭日、などのことが規定されています。

④そして、この第3パートの最後に、問題の Code de lois civiles に言及する、「王国全体に普く適用される Code de lois civiles が作られるであろう」という条文が置かれています[36]。

(4)続いて、「第2編 王国の区分および citoyen の身分」。ここは、内容的に、3つの部分から構成されているように思います。①王国ないし政治社会の編成[37～42]、②婚姻ないし家族[42, 43]、③地域社会（コミュニティ）[45～49]です。

(5)以上を受け、「第3編 公権力」、「第4編 公の武力」、「第5編 公の租税」と続きます。広い意味での統治機構について規定する箇所です。そして、これに、「第6編 フランス国民と外国の国民との関係」が続き、最後に「第7編 憲法的デクレの改正」によって締めくくられます。

II Code de lois civiles 構想の概要

以上、駆け足で、Constitution (1791) の編成を概観しましたが、このことに言及したのは、そこに登場いたします Code de lois civiles なるものは、Constitution (1791) の人権宣言から第2編にいたるまでの部分と大きく重なり合うものであったのではないかと考えているからであります。結論を言えば、その重なり合い具合は、資料3で示したようなものではなかったか、と私は推測しております。要するに、Constitution (1791) のうちの、

人権宣言から第2編にいたるまでの諸条文を、ほとんどすべて、Code de lois civiles において、体系的にかつ詳細に規定し直すという構想だったのではないかということでもあります。

資料4は、Constitution (1791) 中の人権宣言から第2編にいたるまでの部分が、どのような形で、Code de lois civiles 構想 (1791) の中に位置づけられたのか、を示してみたものです。同構想の体系としては、Code civil と同様の、いわゆるインスティトゥーティオーネス方式を想定いたしました。近代民法の体系としては、いま一つ、パンデクテン方式があることは周知の通りですが、この方式が近代民法の体系として登場するのは、1819年以降のことであると言われておりますので（赤松秀岳『19世紀ドイツ私法学の実像』成文堂、1995年、263頁）、Code de lois civiles 構想 (1791) も、インスティトゥーティオーネス方式であったことは疑いないように思われます。ということで、資料4は、次のような仕方で作成いたしました。すなわち、四角で囲った部分以外は、Code civil (1804) そのものです。これを基本的枠組みとして、そこに、Code de lois civiles 構想 (1791) に存在したと思われるもの、すなわち、Constitution (1791) の人権宣言から第2編までの各条文を付加いたしました。結論として、

- (1) Constitution (1791) 人権宣言の中の総論的部分や前文は、Code de lois civiles 構想 (1791) 中の Préliminaire に、
- (2) Constitution (1791) 人権宣言の中の具体的諸条文や第1編は、Code de lois civiles 構想 (1791) の冒頭に配置された Livre Premier 中の最初の編（資料では Titre 0 と表示した）に、
- (3) Constitution (1791) の第2編は、Titre 1 以下のしかるべき箇所に、に配置される構想だったのではないかと、という推定であります。

III 推定の根拠

以上、推定の結論をまず申しましたが、以下では、その根拠についてお話ししたいと思います。まず、Constitution (1791) そのものに即して考えてみたいと思います。

1 「constitutionの本来の規律対象は公権力の編成」とする観念

Constitution (1791) は、当面の関心事について、様々の示唆を与えてくれますが、まず指摘したいのは、“constitutionは、厳密には、統治機構を規律対象とする法である”と観念されていたことです。この点については、1791年8月8日に、憲法制定議会において、Constitution (1791) 原案が提案された際の、トゥーレによる提案理由説明に注目したいと思います。彼は次のような趣旨のことを述べているのです。“constitutionという語の厳密かつ厳格な意味 (sens strict et rigoureux) に従うならば、Constitution (1791) は公的諸権力 (pouvoirs publics) の分立と組織化を唯一の規律対象とする、ということもあり得た。しかし、憲法制定議会は、新体制 (Constitution、大文字の Constitution には「憲法」よりも「革命的新体制」などの意識の方がふさわしい場合が少なくない) を、新たに生まれた人々のためにではなく、旧来からの人々を対象として、そして、何もない処女地においてではなく、旧体制が存在していたその地において樹立したこと、フランスは何世紀もの間、新体制とは両立不能の馬鹿げた制度のもとで喘いできたこと、新体制樹立は手段であって、その目的は人権の保障にあること、などのことを考え、Constitution (1791) の規律対象を公権力関連の規定 (第3編以下) に限定することなく、その前に、人権宣言、第1編前文・本文、第2編を置いたのである”と。要するに、loi constitutionnelleの本来の守備範囲は統治機構論である (しかし、Constitution (1791) は、旧体制の否定と新体制の樹立を課題とする革命期の loi constitutionnelle であるので、特に、旧体制の否定や人権保障についての規定を置くこととした)、というわけであります。ということは、人権宣言、第1編前文・本文、第2編に規定された諸条文の本来のあり場所は、loi constitutionnelleではなく、別の loi である、ということになります。私はこれから述べる、様々の証拠などと総合的に判断して一、それこそは、Code de lois civiles であったのであろうと推測するわけです。

2 人権宣言・第1編・第2編と lois civiles との親和性

(1) 第1編 [29, 31] および第2編 [38~44]

“constitutionは、本来、統治機構を規律対象とする法である”とする考え方は、革命収束後の Code civil (1804) 体制において、現実のものとなり

しました。Constitution (1791) のみならず、1793年および1795年の constitution もまた、人権宣言を前置した憲法でしたが、1799年のそれから人権宣言前置がなくなり、1802年以降になると、およそ人権に関する規定が constitution から消えていきます。トゥーレが Constitution (1791) 提案理由において述べていた constitution の本来の射程に関する考え方は、革命収束後の時期には、現実のものとなったわけです。その一方で、①Constitution (1791) 第1編が規定した所有とその譲渡に関する規定 [29, 31] は Code civil の第2編 (物権)・第3編 (財産移転)、②Constitution (1791) 第2編が規定した国籍法 [38~42]・国民各人の身分的諸状態を示すための証書 [44]・婚姻法 [43] は、Code civil の第1編 (人) において規定されることになりました。この点については、先に言及した「民法」論文において詳しく述べましたので、そちらをご参照下さい (「民法」論文41-42頁)。

以上は、Constitution (1791) と Code civil (1804) との関係ですが、同様のことは、Constitution (1791) と Code de lois civiles 構想 (1791) との関係でもあったのではないかと推定できると思います。そして、私は、Code civil に規定されることになる Constitution (1791) の上記部分だけでなく、そのうちの人権宣言から第2編までの全体が、Code de lois civiles 構想 (1791) のうちに含まれていた、と想像しているわけであります。

もっとも、これに対して、次のような疑問が提起されるかもしれません。“Constitution (1791) 中の人権宣言から第2編までの諸条項で Code civil (1804) に規定されたのは、上記のものに限定されており、その全てではなかったということは、Code civil (1804) に規定されなかった部分は、Code de lois civiles 構想 (1791) にも含まれてはいなかったことを示唆するものではないか”。

ありうる疑問ですが、しかし、結論として、私は、この主張は成り立たないと思っています。説明の便宜のために、Constitution (1791) の人権宣言から第2編までのうち、Code civil に再現された部分を X、再現されなかった部分を Y とよぶことにいたしますと、私は、Y が Code civil (1804) に再現されなかったことには理由があったと考えております。詳細は、後ほどお話しと思いますが、ここでは、あらかじめ、Y は、内容に着目して観察すると、①第1編前文が規定した旧体制の否定、および、②人権宣言や第1編本文が規定した人権関係の規定、であることに留意しておき

たいと思います。Code civilが成立する1804年は、政治的には、①革命が収束した後の、②皇帝ナポレオン体制が成立する年であり、このような政治的環境において成立したCode civil (1804) から、①旧体制の否定や、②人権に関する規定が消失していくのは自然なことだ、と考えられるということでもあります。反対に、①革命の真っ直中の、②人権宣言が生命を保っている1791年という時点においては、以下に述べることを合わせ考えると、“人権宣言および第1編前文・本文はCode de lois civilesに編入される構想であった”との推定は、一層確かなものとなるように思われます。

(2) 第1編 [26～28]

Code civil (1804) には採用されなかったConstitution (1791) の諸規定のうち、第1編本文 [26～28] については、これらの条文のうちに、droits naturels et civils（自然権であると同時にcivilな性質の権利）なる表現が見えていることに注意していただきたいと思います。特にdroits civilsに注目したいのです。というのも、droits civils（civilな性質の権利）とあれば、それは、Code de lois civiles（civilに関する法典）に規定されることが当然だからであります。

この文脈では、話が少々脇道にそれていきますが、Constitution (1791) におけるdroits naturels et civilsの内容はといえば、法の前の平等 [26, 28] および人身・精神の自由 [27, 29] であるということに、注意したいと思います。このようなdroits civilsは、日本法的感觉では、私法たる民法 (Droit civil) に規定されるべきものではなく、公法たる憲法に規定されるべき人権でありますので、『1791年憲法の資料的研究』では「自然の、および市民の権利」、中村義孝編訳『フランス憲法史集成』（法律文化社、2003年）では「自然のおよび市民的権利」と訳されています。その一方で、Code civilに登場するdroits civilsは、一般に、「民事的権利」とか「私権」と翻訳されます。要するに、フランス人がdroits civilsという語で表象する一つのものを、わが国では、日本法の鋳型にあてはめて、場合に応じて、「市民的権利」（公法）と「民事的権利」「私権」（私法）に訳し分けてしまっているのです。しかし、これでは、フランス近代法を、近代のフランス人の思考様式に即して理解することにはなりません。大変に重要な問題ですが、ここでは、これ以上、この問題に立ち入りません。droits naturels et civils

(droits civils) は、lois civilesにおいて規定されることが当然であろう、ということ再度確認し、次の論点に移りたいと思います。

(3) 人権宣言 [1～19]

人権宣言の諸規定 [1～19] も、Code de lois civilesに編入される構想だったのではないかと思います。というのも、次のような事情があるからです。

人権宣言の本来の名称は、Déclaration des droits de l’homme et du citoyen ですが、このうちのdroits de l’homme et du citoyenの部分は、droits naturels et civilsとほとんど同義だと思われます。詳細は先に紹介した拙論をご覧くださいと思いますが、Constitution (1791) の考察から、droits de l’hommeはdroits naturels、droits du citoyenはdroits civilsと同じ意味の語であることが知られるのです（「憲法」論文25頁）。とすれば、droits naturels et civilsについて規定したConstitution (1791) の [26～28] がCode de lois civilesにおいて再規定される構想であつたろうと推測されるのと全く同様に、Constitution (1791) の冒頭に置かれたDéclaration des droits de l’homme et du citoyenもまた、Code de lois civilesに置かれる予定であつたのではないかと推定されるわけです。

さらに、いま一つ、そもそも、citoyenという語がcivilという語と親類関係にある、ということを指摘しておきたいと思います。18世紀フランスにおける権威ある辞書Dictionnaire de L’Académie française（4éd.1762, 5éd.1798）は、civilの語義を、端的に「citoyensにかかわる」と説明し、用例として、La vie civile（citoyenの生活）、La société civile（citoyenたちの社会）、La guerre civile（対外戦争ではなく、citoyens間での戦争すなわち内戦）をあげています。同辞書は、droits civils、lois civilesの用例はあげていませんが、今紹介した用例にならうならば、droits civilsはcitoyensの権利、lois civilesはcitoyensの法（律）ということになります。とすれば、人権宣言（Déclaration des droits de l’homme et du citoyen）に規定された事柄は、Code de lois civiles（citoyensの法典）に当然に再掲されると観念されていたのではないのでしょうか。

（4）第1編 [30, 32, 33, 34]

人権宣言（Déclaration des droits de l'homme et du citoyen）が Code de lois civiles に再掲される予定であったという推定が成り立つならば、さらに、Constitution (1791) の第1編の全体もまた、Code de lois civiles に再規定される構想であったのではないかという推定が成り立つように思われます。先ほど、Constitution (1791) 第1編 [26～36] のうちの [26～28, 29, 31] について、Code de lois civiles 構想の中に含まれていたであろうことを述べましたが、残るその他の条文も、基本的に、同様の取扱いを受ける予定だったのではないかと、思われるのです。というのも、議会での議論の様子から、Constitution (1791) 第1編「Constitution によって保障される基本的諸措置」は、人権宣言の不備を補完するもの、その意味において、Constitution (1791) 制定段階の人権宣言は、〈1789年人権宣言＋Constitution (1791) 第1編〉である、観念されていた、と言ってよいように思われるからです。

もっとも、「王国全土に普く適用される Code de lois civiles が作られるであろう」と規定する Constitution (1791) 第1編の最後の条文 [36] が、Code de lois civiles そのものに再掲されることはなかったであろうことは言うまでもありません。祭祀 [32]、公的救済 [33]、公教育 [34] などについて、はたしてこれらが、Code de lois civiles にふさわしいかと訝しく思われる方もおられるのではないかと思います。絶対王権とともに一個の権力として存在していた旧体制時代のカトリック教会を、革命権力がどのように再編しようとしていたのかを考えるならば、これらのテーマが Code de lois civiles の重要な柱になることは、自然のことにように思われます。本日は、時間の制約で、この問題に立ち入ることはできませんが、いずれ、今日のお話を学術論文にまとめたいと思っていますので、その際に、あらためて考えてみたいと思っております。

（5）第1編前文 [20～25]

残るは Constitution (1791) のうちの第1編前文 [20～25] です。これについては、まず、Constitution (1791) 全体の前文ではなく、第1編の前文と観念されていた、ということを指摘しておきたいと思います。言い換えるならば、第1編は前文 [20～25] と本文 [26～36] からなるということなのです。内容を見てみると、前文は新体制が旧体制を否定する

ために行う具体的措置、本文は新体制が citoyens たちに保障する具体的措置であります。これら二種からなる具体的措置の総体を規定しようとしたのが第1編であり、その一半を規定したのが前文であるので、この部分は、Constitution (1791) 全体の前文ではなく、第1編の前文である、ということでもあります。

このように考えてきますと、第1編前文は、第1編本文さらには人権宣言部分と一体不可分ですので、Code de lois civiles のどこかで再規定されることが想定されていたのではないのでしょうか。そして、その再規定される場所とはいえば、内容から判断して、Code de lois civiles の序章ではないかと思われるわけです（資料4参照）。

3 まとめ

以上、やや煩瑣な考証を重ねてまいりました。その結果、Constitution (1791) 第1編本文末尾の規定（「王国全土に普く適用される Code de lois civiles が作られるであろう」）が言及した Code de lois civiles とは、Constitution (1791) 中の人権宣言から第2編までの部分を全体として包摂したものであったのではないかと、いう見通しを得ました。

このような結論を得て、やや奇妙に思えるのは、「王国全土に普く適用される Code de lois civiles が作られるであろう」という条文の位置であります。すなわち、この規定が、第2編の末尾ではなく、第1編の末尾に置かれた、ということについてであります。人権宣言から第2編までの全体が Code de lois civiles に再掲載される予定であったならば、Code de lois civiles の制定方針を述べる文章は、人権宣言から第2編までの全体を受ける形で、第2編の末尾に置かれるのが自然のように感じられるからであります。

確かなことはわかりませんが、Code de lois civiles 編纂のことを述べる文章が第1編末尾に置かれたのは、Code de lois civiles 編纂の主たる目的は、人権宣言および第1編において規定された droits civils (droits naturels et civils) の保障にあると考えられていたという事情があるのかもしれませんが。Code civil (1804) は、Constitution (1791) のうちの第2編が規定した対象を現に規律しているので、私は、Code de lois civiles 構想 (1791) においても同様であったろうと推定したわけですが、Constitution (1791) が Code de lois civiles に託したものの中心は、Constitution (1791) の第2編というより

も、人権宣言および第1編（前文・本文）すなわち droits civils (droits naturels et civils) について規定した部分であったのではないかと思われるわけであります。

IV Code de lois civiles 構想(1791)の歴史的意義

Constitution (1791) の人権宣言から第2編までの部分が、全体として、Code de lois civiles の規律対象でもあったのではないかという上記結論は、今日の「民法」に慣れし親しんだ目には、相당한驚きであろうと思います。しかし、日本語の「民法」ではなく、原語の Code civil に即して、特に当時のフランス人の気持ちになって考えるならば、これまで述べたことは、何ら奇異なことではないように思われます。Code civil ないし Code de lois civiles は、文字通り、civil な性質の法であり、端的に、société civile を規律対象とするものですが、その société civile はといえば、ギリシャ語の polis、ラテン語の societas civilis—通常の日本語訳では「都市国家」—に由来する語であり、何よりも政治社会を指示する言葉でありました。société civile の通常の日本語訳は「市民社会」であり、その「市民社会」は、この国の社会科学がドイツのその強い影響のもとにあり続けたということによって、「政治的国家」と対をなす非政治的・経済的性質の「市民社会」として観念されることが一般的だと思いますが、そうしたドイツ的バイアスを意識的に除去して、“Code de lois civiles は、経済的であるとともに政治的でもあるところの société civile を規律対象とする法典である” こと、そして、フランス革命を指導した法観念は、人権保障を至上の価値とするものであったことを想起し銘記するならば、Code de lois civiles 構想 (1791) が、政治社会における人権保障を包含するものであったことは、至極当然のこととして、了解されるだろうと思います。

以上要するに、Code de lois civiles 構想 (1791) は、(1) 経済的であると同時に政治的でもある société civile 全体を規律する根本法であり、(2) その中核には、人権保障 (citoyens に対する droits civils の保障) の観念が存在したということなのですが、この (1) (2) のうち、(1) は、この報告の冒頭で言及した「民法」論文で詳しく述べましたように、Code civil (1804) の特徴そのものでもありました。しかし、(2) の点では、Code de lois civiles 構

想 (1791) と Code civil (1804) とは、後にも述べますように、異なっていました。Code civil における droits civils は、人権宣言が定式化した三つの droits du citoyen (droits civils) —①人身の自由、②精神の自由、③所有—のうち、所有に限定されることになります。しかし、Code de lois civiles 構想 (1791) の中にはこの三者が含まれていた、と思われるのです。

加えて、Code de lois civiles 構想 (1791) には、今日の法概念によって表現するならば、社会権に属すると観念される「公的救助」や「公教育」を受ける権利 (Constitution (1791) では [33, 34]) さえも含まれていたらしいということが、注目されます。Code de lois civiles 構想は、近代法の域を越えて、現代法の端緒的形態であるとさえ言いうるかもしれません。

結び

Code de lois civiles 構想 (1791) は、しかし、すぐに法典化されることはありませんでした。それが果たされるのは、Code de lois civiles 構想 (1791) から10年以上も経過した Code civil (1804) においてでありました。そこで、Code de lois civiles 構想 (1791) と Code civil (1804) との内容上の関係如何という問題が浮上してまいります。Code civil (1804) において、Code de lois civiles 構想 (1791) は、どの程度実現されたのか、という問題であります。結論をいえば、次のようにまとめられるであろうと思います。

- (1) Code de lois civiles 構想 (1791) のうちの、精神的諸自由を droits naturels et civils として保障しようとする諸規定が、Code civil (1804) からは消失した。
- (2) しかし、①対国民のみならず、対公権力との関係における所有の自由の保護、および、②政治社会としての société civile の基本的編成 (国籍条項、国民身分証書など) は、Code civil (1804) にも残された。

要するに、Code de lois civiles 構想 (1791) の有していた politique な契機のうち、(1) 精神的自由権の保障のモメントは脱落し、(2) 所有権の自由と政治社会編成という契機だけが残ったということになります。Code civil (1804) がそのように編成されることになった背景としては、1804年が、皇帝ナポレオン体制の成立の年であったということが大きいのではないかと思います。かつての絶対主義そのものではありませんが、それに擬した

くなるような皇帝ナポレオンの担う国家と、革命がもたらしたブルジョア社会の二元制という新しい内実をもって、二元的国制が再形成された、と言いうように思われます。

フランス以外も視野におさめて、広く、Code civil (1804) 以後の民法の歴史を概観しますと、Code civil (1804) 以後の民法史は、〈Code de lois civiles 構想 (1791) → Code civil (1804)〉の過程のうちに認められる運動方向が、さらに推し進められていった歴史であったということが出来ます。「憲法」論文および「民法」論文において多少とも立ち入って述べましたように、19世紀ドイツにおいては、Politischer Staat と Bürgerliche Gesellschaft の二元論（経済的であるとともに政治的でもあるフランス的 société civile が、politisch なものを独占する君主制的 Staat と、資本主義を内実とする ökonomisch なものに純化された Bürgerliche Gesellschaft へと分化した形態）が確立し、民法 (bürgerliches Recht) は、以上のような意味での Bürgerliche Gesellschaft を規律する法に収縮されていきました。わが国の明治民法 (1898年) は、その方向をさらに徹底させました。要するに、Code de lois civiles 構想 (1791) 以後の歴史は、それが有していた多彩な politique 的モメントが一つ一つ、剥奪されていく過程であったということが出来ます。フランスにおいても、1927年には、Code civil から国籍関連規定が削除され、独立の国籍法が制定されることになり、さらに、1945年には国籍法典 (Code de la nationalité) が編纂されましたが、これも、Code civil の脱政治化の現象といえます。

しかしながら、フランスは、1993年に、ふたたび、国籍法を Code civil のうちに編入し、再度、Code civil の政治化の方向を歩み始めたように見えます。加えて、Code civil の第1編 (personne) に、人権に関する諸規定が豊富に盛り込まれるようになりました。現在、9条には「私生活の尊重」がうたわれ、9-1条には、そのコローラリーとして、「各人は無罪の推定を受ける権利を有する」と規定されています。16条は、「法律は、人格 (personne) の優越性を確保し、人格の尊厳に対する攻撃すべてを禁止し、生命の始まりの瞬間から人間の尊重を保障する」と定め、16-1条以下では身体 (corps) の尊重などが具体的に定められます。そして、そのような諸規定について、16-9条は、「本章 [人の身体の尊重について定めた16条から16-9条までの章] は公共的秩序 (ordre public) の性質を有する」と規定しました。

以上のような現代フランス民法を評して、カルボニエが、「いまや民法は、人権と共鳴しあっており、そこでは人間の価値が優越している」と述べたことを、本日、お見えの大村さんが、ご論文で紹介されています（大村敦志『学術としての民法 I 20世紀フランス民法学から』東京大学出版会、2009年、214頁）。大村さんは、さらに、今日のフランスの法学者が、一般に、人権宣言は私法関係にもかかわる原理であると考えていることを指摘されていますが、これについては、憲法学の樋口陽一先生もまた、“人権とは、第1に他者に、第2に所属グループに、第3に国家に対抗するものである”という趣旨のことを述べるジャック・ロベールの基本権論などに言及されていることとともに、「憲法」論文および「民法」論文において、紹介いたしました（「憲法」論文42-43頁、「民法」論文57頁）。これらのことを総合しますと、現代の Code civil は人権の法として相貌を呈してきた、と評しうるように思います。このことは、Code civil (1804) との比較における、現代 Code civil の顕著な特徴でありまして、大村さんもまた、そのような現代フランス民法の特徴を、Code civil (1804) との比較において、次のように際立たせておられます。すなわち、Code civil (1804) が「人よりも物に関心を寄せていた」こと、「人に関する民法は、家族や契約に関する民法に比べると遅れていたこと」は、ポルタリスの「民法典序論」を見てもよくわかると言われ、そこでは、「家族」を除いた「人の法」に関する説明はごくわずかであり、しかもとりあげられているのは、成年・後見・住所・不在者などであり、人の人格や人身に関するまとまった叙述は見あたらない。9条・9-1条・16条・16-1条などが存在しなかったことを考えれば、これは当然のことではあるが、そこでの「人」は権利義務の帰属点に過ぎなかったことがよくわかる」（同上書227頁）というわけでありま

す。カルボニエや大村さんが鋭く指摘された現代 Code civil の思想（人権の法としての Code civil）は、しかし、現代になってはじめて、突如として生じたものではなく、Code civil (1804) に先行する Code de lois civiles 構想 (1791) の中に確実に存在したのです。今日のフランスにおいても、Code de lois civiles 構想 (1791) の研究はなされていないようであり、したがって、現代フランスの民法学者は、Code de lois civiles 構想 (1791) を知ることなく、それとは全く独立に、Code civil の人権法化を推し進めているのだと

と思いますが、客観的に見るならば、Code de lois civiles 構想 (1791) の思想は、現代の Code civil の personne の編に復活・蘇生してきたように思われます。Code de lois civiles 構想 (1791) は、そのような重大な歴史的意義を有するものであったということ、それは、我々のこれからの「民法」のあり方を考える上でも、まことに示唆深いものなのではないかという感想をもって、本日の私の報告の結びの言葉としたいと思います。

資料 1 近代フランスにおける憲法・民法（付・刑事法）編纂史略年表

1789. 06. 30	国民議会（Assemblée nationale）
-----08. 26	人権宣言（Déclaration des droits de l'homme et du citoyen）
1790. 11. 27	刑事訴訟法案提出
1791. 05. 23	刑法典案提出
-----08. 05	憲法案提出
-----09. 03	91年憲法（loi constitutionnelle）：Code de lois civiles 構想
-----09. 16	刑事訴訟法
-----09. 25	刑法典（Code pénal）
1792. 09. 21	共和制成立（王制廃止）、国民公会（Convention nationale）
1793. 06. 02	ジャコバン独裁、ロベスピエールによる権力掌握
-----06. 24	93年憲法：Code des lois civiles et criminelles への言及
1795. 08. 22	95年憲法
-----10. 25	刑法・刑事訴訟法典（Code des délit et des peines）
-----10. 26	総裁政府（Directoire）、国民公会解散
1799. 11. 09	執政（統領）政府（Consulat） ブリュメール18日クーデター、やがて、ナポレオンが第1執政 ナポレオン時代の開幕 刑法典・治罪法典の編纂作業開始
1799. 12. 13	99年憲法（人権宣言前置なし）
1800. 08. 12	Code civil 起草委員任命 トロンシェ、ビゴ・プレアムヌ、ポルタリス、マルヴィル
1801. 01. 26	刑事手続法
1802. 08. 04	02年憲法（公権力の編成のみを規律する）
1804. 03. 21	Code civil
1804. 05. 18	04年憲法（皇帝ナポレオン体制＝帝政の統治機構を規律）
1808. 12. 16	治罪法典
1810. 04. 20	刑法典、司法組織に関する法律

資料 2 1791年 Loi constitutionnelle 条文（抜粋）

凡例

- (1) 〈 〉で括った語は、原文において大文字で記された特別の概念であることを示す。ただし、煩を避けるために、〈 〉は同一条文の初出箇所のみに付すにとどめた。
- (2) 下線を付した語句・文章は、原文にはなく、水林が補足したものである。
- (3) 各段落末尾に付された〔数字〕は、東京大学社会科学研究所『1791年憲法の資料的研究』が便宜のために付した通し番号である。

◎人および国民の権利の宣言（Déclaration des droits de l’homme et du citoyen）

前文

〈国民議会（ASSEMBLÉE NATIONALE）〉として組織された〈フランス人民（Peuple Français）〉の〈代表者〉は、人権（droits de l’homme）の不知・忘却・軽視が公共の不幸（malheurs publics）および政府の腐敗の唯一の原因であることに鑑み、譲り渡すことの出来ない神聖な人の自然権（droits naturels de l’homme）を厳粛な宣言（déclaration）において提示することを決意した。このことは、次のことを目的とするものである。すなわち、第1に、この宣言が、絶えず社会体（corps social）の全ての構成員に対して示されることによって、彼らに対して不断に彼らの権利（droits）と義務（devoirs）とを想起させること、第2に、立法権力（Pouvoir législatif）の行為（actes）および執行権力（Pouvoir exécutif）の行為が、政治制度（institution politique）全体の目的と随時照合されうることによって、一層尊重されるようになること、第3に、国民（citoyens）の要求が、以後、簡潔で争いの余地のない諸原理に基づくことによって、常に〈国制（Constitution）〉の維持と全ての人々の幸福に向かうこと、これである。〔1〕

以上のことの帰結として、〈国民議会〉は、〈至高の存在（Être Suprême）〉の面前において、かつ、その庇護のもとに、〈人（Homme）と国民（Citoyen）〉の次のような諸権利（droits）を承認し、宣言する。〔2〕

☆始原としての人権、政治社会形成の目的および原理

§1 自由と平等の本性

人（hommes）は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ、存在する。社会的差別は、共通の利益（utilité commune）に基づくものでなければ、許されない。〔3〕

§2 政治社会形成の目的：自由・所有・安全・抑圧への抵抗

政治社会形成（association politique）の目的は、人の有する、自然的で時効にかかるとのない権利（droits naturels et imprescriptibles de l’homme）の保全である。

これらの権利は、自由（liberté）、所有（propriété）、安全（sûreté）および抑圧への抵抗（résistance à l’oppression）である。〔4〕

§3 政治社会の原理としての国民主権

完全なる主権（toute souveraineté）の根源（principe）は、本質的に〈国民（Nation）〉に存する。いかなる団体（corps）も、いかなる個人も、明示的に国民から発することのない権限（autorité）を行使することができない。〔5〕

☆自由の限界およびそれを画する法律

§4 自由の限界および限界を画しうる唯一のものとしての法律

自由（liberté）は、他人を害しないこと全てをすることが出来ることに存する。したがって、それぞれの人（homme）の自然権（droits naturels）の行使は、社会（société）の他の構成員にこれら同一の権利の享受を確保する以外に限界を有しない。これらの限界は、〈法律（Loi）〉によってでなければ、定められ得ない。〔6〕

§5 法律のなしうることの限界

〈法律（Loi）〉は、社会（société）に有害な行動（actions）でなければ、禁止する権利（droit）を有しない。法律によって禁止されない事は全て、妨げられ得ない。かつ、なんびとも、法律が命じない事を為すことを強制され得ない。〔7〕

§6 法律の本質

〈法律（Loi）〉は一般意思（volonté générale）の表明である。全ての国民（citoyens）は、自ら、またはその代表者によって、法律の形成に貢献する（concourir）権利（droit）を有する。法律は、保護する場合にも、処罰する場合にも、全ての者にとって同一でなければならない。全ての国民は、法律の眼には平等であるから、それぞれの能力に応じて、徳性と能力以外にはいかなる差別を受けることなく、全ての公的な階、地位、職（toutes dignités, places et emplois publics）に受け入れられる。〔8〕

☆人身の自由

§7 訴追・逮捕・拘禁

いかなる人（homme）も、〈法律（Loi）〉によって定められた場合で、それが規定した形式によってでなければ、訴追され（accuser）、逮捕（arrêter）ないし拘禁（détenir）され得ない。恣意的な命令を要請し、発令し、執行ないし執行させる者は、処罰されねばならない。ただし、法律によって召喚（appller）ないし捕捉（saisir）された国民（citoyen）はすべて、ただちに服従しなければならない。その者は、抵抗によって、有罪（coupable）となる。〔9〕

§8 罪刑法定主義

〈法律（Loi）〉は、厳格かつ明白に必要な刑罰（peine）でなければ、定めてはならない。なんびとも、犯罪（délit）に先だって定められ、公布され、かつ、適法に（légalement）適用された法律によるものでなければ、処罰（punir）されえない。〔10〕

§9 無罪の推定

人 (homme) は全て、有罪 (coupable) と宣告されるまでは、無罪 (innocent) と推定 (présumer) されるので、逮捕することが不可欠と判断される場合においても、その身体 (personne、身柄) を確保するために必要ではないような厳格さ (rigueur) は、〈法律 (Loi)〉によって厳しく抑止されねばならない。[11]

☆思想・意見およびその表現の自由

§10 意見の自由

なんびとも、その意見 (opinion) について、たとえそれが宗教的なものであったとしても、その表明が〈法律 (Loi)〉によって定められる公共的秩序 (ordre public) を乱さない限り、不安を持たないようにされなければならない。[12]

§11 表現の自由

思想 (pensée) および意見 (opinion) の自由な伝達 (communication) は、人 (homme) の最も貴重な権利 (droits) の中の一つである。したがって、国民 (citoyen) は全て、自由に話し、書き、印刷することができる。ただし、〈法律 (Loi)〉によって定められる場合には、この自由の濫用 (abus) について、責任を負う。[13]

☆公権力

§12 公的な物理的強制力

人および国民の権利の保障は、公的な物理的強制力 (force publique) を必要とする。したがって、この強制力は、全ての者の利益のために設けられものであり、この強制力が委託される人々の個別的利益 (utilité particulière) のために設けられるのではない。[14]

§13 租税の必要性とその負担原理

この公共の物理的強制力の維持のため、そして、行政 (administration) の支出のために、共通の租税 (contribution commune) が不可欠である。共通の租税は、全ての国民 (citoyens) の間で、その資力 (facultés) に応じて、配分 (répartir) されねばならない。[15]

§14 租税の徴収と用途について定める国民の権利

全ての国民 (citoyens) は、みずから、またはその代表者によって、公共の租税 (contribution publique) の必要性を確認し、これに自由に同意し、その用途を追及し、かつ、額・基礎・取立・期間を定める権利を有する。[16]

§15 公務員に対して行政に関する報告を求める国民の権利

社会 (société) は、公務員 (agent public) 全てに対して、その行政についての報告を求める権利を有する。[17]

§16 公権力の編成方式 (国制) の根本原理：人権の保障と三権分立

権利の保障が確保されず、権力の分立が定められない社会は全て、憲法

(constitution) を有しない。[18]

☆所有

§17 所有の神聖性および所有剥奪の場合の補償

所有 (propriété) は、侵すことのできない神聖な権利 (droit inviolable et sacré) であるから、なんびとも、適法に (légalement) 確認された公共の必要がそれを明確に必要とする場合で、かつ、正当かつ事前の補償 (juste et préalable indemnité) の条件のもとにある場合でなければ、所有を奪われ得ない。[19]

◎【第1編の前文】

§1 旧体制の廃棄一般

〈国民議会〉は、上に確認し、かつ、宣言した諸原理に基づいて〈フランスの新体制 (Constitution Française)〉を樹立することを望み、自由と権利の平等を害していた諸制度を不可撤回的に廃止する。[20]

§2 旧身分制・封建制の廃棄

貴族、大貴族身分、世襲的差別、位階的差別、封建制、領主裁判は、もはや存在しない。以上から生じた名義・名称・特権のいかなるものも、いかなる騎士身分も、貴族の証明を必要とし、または出生の差別を前提とした身分組織または勲位のいかなるものも、公務員の職務行使に際しての優位以外のいかなる優位も、もはや存在しない。[21]

§3 官職売買・相続の廃棄

いかなる官職の売買も相続も、もはや存在しない。[22]

§4 諸特権の廃棄

〈国民 (Nation)〉のいかなる部分のためであれ、また、いかなる個人のためであれ、全ての〈フランス国民 (Français)〉の普通法 (droit commun) においては、もはや、いかなる特権も例外も存在しない。[23]

§5 同業組合の廃棄

職業的職人的宣誓組合や同業組合は、もはや存在しない。[24]

§6 修道誓願の禁止

法律は、自然権 (droits naturels) や〈Constitution〉に反する修道誓願やその他のいかなる誓約を、もはや承認しない。[25]

◎第1編〈Constitution〉によって保障される基本的な諸措置 (dispositions)

§1 平等

〈憲法〉は、droits naturels et civils として、次のことを保障する。

1. 全ての国民 (citoyen) が、徳性および才能以外のいかなる差別もなしに、地位および職業につくこと。

2. 全ての租税が全ての国民（citoyen）の間で、その資力に比例して等しく配分されること。
3. 同一の犯罪が、人によるいかなる差別もなしに、同一の刑罰によって処罰されること。[26]

§2 自由

①〈Constitution〉は、同様に、droits naturels et civilsとして、次のことを保障する。

1. 人（homme）すべてに対して与えられる、行き、留まり、出発する自由。ただし、〈Constitution〉によって定められた形式に従ってのみ許される逮捕と拘禁の場合はこの限りではない。
2. 人（homme）全てに対して与えられる、自身の思想を語り、書き、印刷し、公表する自由。文書は、その公表前に、いかなる検閲にも検査にも服せしめられることは出来ない。加えて、自らが属する宗派の宗教的礼拝を行う自由。
3. 国民（citoyen）に対して与えられる、平穏にかつ武器を持たないで、警察的法律に適う仕方での集会する自由。
4. 設置された諸機関に対して、個人的に署名した請願を送付する自由。[27]

②立法権力は、この編において規定され、かつ、〈Constitution〉によって保障される droits naturels et civils の行使を侵害し、阻害するいかなる法律も制定することが出来ない。ただし、自由は、他人の権利や公共の安全を害しない全てのことをなすことが出来ることに他ならないのであるから、法律（Loi）は、あるいは公共の安全を、あるいは他人の権利を攻撃することによって、社会（société）に有害な行為に対して、刑罰を設けることができる [28]。

§3 所有

①〈Constitution〉は、所有の不可侵性を保障する。公共の必要が、法律に従って認定されて、所有を犠牲にすることを要求する場合には、その所有についての正当（juste）かつ事前の補償を保障する [29]。

②礼拝のための支出および公共の有益のための全ての役務にあてられる財産は、国民（Nation）に属し、常にその意のままとなる [30]。

③〈Constitution〉は、法律（Loi）によって定められる形式に従ってすでに行われ、今後行われるであろう譲渡（aliénation）を保障する [31]。

④国民（citoyen）は、礼拝の司宰者を選挙し又は選択する権利を有する [32]。

§4 公的救済

遺棄された子を育て、病弱の貧困者を励まし、かつ、労働を得ることができなかった壮健な貧困者に労働を供与するために、〈公的救済（Secours publics）〉のための総合的施設が創設され、かつ、組織されるであろう。[33]

§5 公教育

全ての国民（citoyen）に共通で、全ての人（homme）に不可欠の教育的部分に関して無償の〈公教育（Instruction publique）〉が創設され、かつ、組織されるであろう。その施設は、〈王国〉の行政区分との関係において、段階的に配置される。[34]

§6 国民的祭日

〈フランス革命〉の記憶を保存し、国民（citoyens）の間の友愛（fraternité）を維持し、国民（citoyens）を〈憲法（Constitution）〉、〈祖国〉および〈法律（Loi）〉に結びつけるために、国民的祭日（fêtes nationales）が定められるであろう。[35]

§7 民法典の編纂

王国全体に普く適用される Code de lois civiles が作られるであろう。[36]

◎第2編 王国の区分および国民（citoyen）の身分的狀態

☆政治社会（société politique）の編成・フランス国民

§1 領土の不可分性と領域的支配

〈王国〉は一つで不可分である。その領土は、83の県に、各県はディストリクトに、各ディストリクトはカントンに分けられる。[37]

§2 フランス国民であるための要件（その1）

次のものは〈フランス国民（citoyens Français）〉である。

——〈フランス〉において、〈フランス国民〉たる父から生れたもの。

——〈フランス〉において外国人の父から生まれ、その居所を王国内に定めた者。

——外国において〈フランス国民〉の父から生まれ、〈フランス〉に戻って定住し、かつ、国民宣誓（serment civique）を行った者。

——最後に、外国において生まれ、いかなる親等であれ、宗教を理由として国外へ出たフランス国民男子または女子の卑属であって、〈フランス〉に戻って居住し、かつ、国民宣誓を行う者。[38]

§3 フランス国民であるための要件（その2）

王国外において外国人の親から生まれ、〈フランス〉に居住する者は、王国において不動産を取得し、もしくは〈フランス国民女子〉と婚姻し、または農業もしくは商業の施設を設けた場合で、かつ、国民宣誓を行った場合には、王国に引き続き5年間住所を有した後に、フランス国民となる。[39]

§4 帰化

立法権力（Pouvoir législatif）は、重要な事由があれば、外国人に対して、〈フランス〉において住所を定め、かつ、国民宣誓を行うこと以外の条件なしに、帰化証（acte de naturalisation）を与えることが出来る。[40]

§5 国民宣誓

国民宣誓（serment civique）は次の通りとする。「私は、〈国民（Nation）〉、〈法律（Loi）〉および〈王（Roi）〉に忠実であること、そして、1789年、1790年、および1791

年に〈憲法制定議会〉(Assemblée Nationale Constituante)によって定められた、王国の〈Constitution〉を、全力をあげて維持すること、を誓う」.[41]

§6 フランス国民の資格の喪失

〈フランス国民〉の資格は、以下の事由によって、失われる。

1. 外国への帰化 (naturalisation) によって。
2. 国民資格剥奪 (dégradation civique) をもたらす刑罰の宣告によって。ただし、有罪とされたものが復権した場合は、この限りではない。
3. 欠席判決によって。ただし、判決が無効の場合はこの限りではない。
4. 貴族の証明もしくは出生の差別を前提とするか、修道誓願を必要とする外国の同業組合に加盟することによって。[42]

☆婚姻 (société conjugale)

§7 婚姻の世俗性および立法権力による平等の扱い

- ① 〈法律 (Loi)〉は、婚姻を世俗的契約 (contrat civil) としてのみ考える。[43]
- ② 〈立法権力〉は、出生・婚姻・死亡が認定される方法を、全ての住民に対して、差別なしに定める。〈立法権力〉は、それらの証書を受理し、かつ、保存する〈公的官吏 (Officiers publics)〉を指名する。[44]

☆地域社会 (relations locale)

§8 市町村

① フランス国民は、都市および田園地域の一定の区域から生じる地域的關係 (relations locale) の考慮のもとで、〈市町村 (Communes)〉を形成する。[45]

② 立法権力は、各市町村の区域の範囲を定めることができるであろう。[46]

§9 市町村吏員：選挙および職務

① 各市町村を構成する国民 (citoyen) は、〈法律 (Loi)〉によって定められる形式に従って、国民のうちから、〈市町村吏員 (Officiers municipaux)〉の名義のもとに、市町村の固有の事務を管理する任にあたる者を、任期を定めて選挙する権利を有する。[47]

② 〈国家 (État)〉の一般の利益 (intérêt général) に関するいくつかの職務は、〈市町村吏員 (Officiers municipaux)〉に授権され得る。[48]

§10 市町村吏員の従うべき規則

〈市町村吏員 (Officiers municipaux)〉が、市町村の職務ならびに一般の利益について委任された職務の行使において従うべき規範 (règles) は、法律 (Lois) によって定められる。[49]

◎第3編 公権力 (Pouvoirs publics) (以下、目次のみ)

☆序

第1章 立法国民議会

序

第1節 代表者の数・代表の基礎

第2節 第一次会・選挙人の選任

第3節 選挙会・代表者の選任

第4節 第一次会および選挙会の開催と制度

第5節 立法国民議会への代表者の集合

第2章 王位、摂政職および大臣

第1節 王位および国王

第2節 摂政職

第3節 王族

第4節 大臣

第3章 立法権力 (Pouvoir législatif) の行使

第1節 立法国民議会の権限および職務

第2節 会議の開催および審議の形式

第3節 国法の裁可

第4節 立法府と国王の関係

第4章 執行権力 (Pouvoir exécutif) の行使

序

第1節 法律の公布

第2節 国内行政

第3節 対外関係

第5章 司法権力

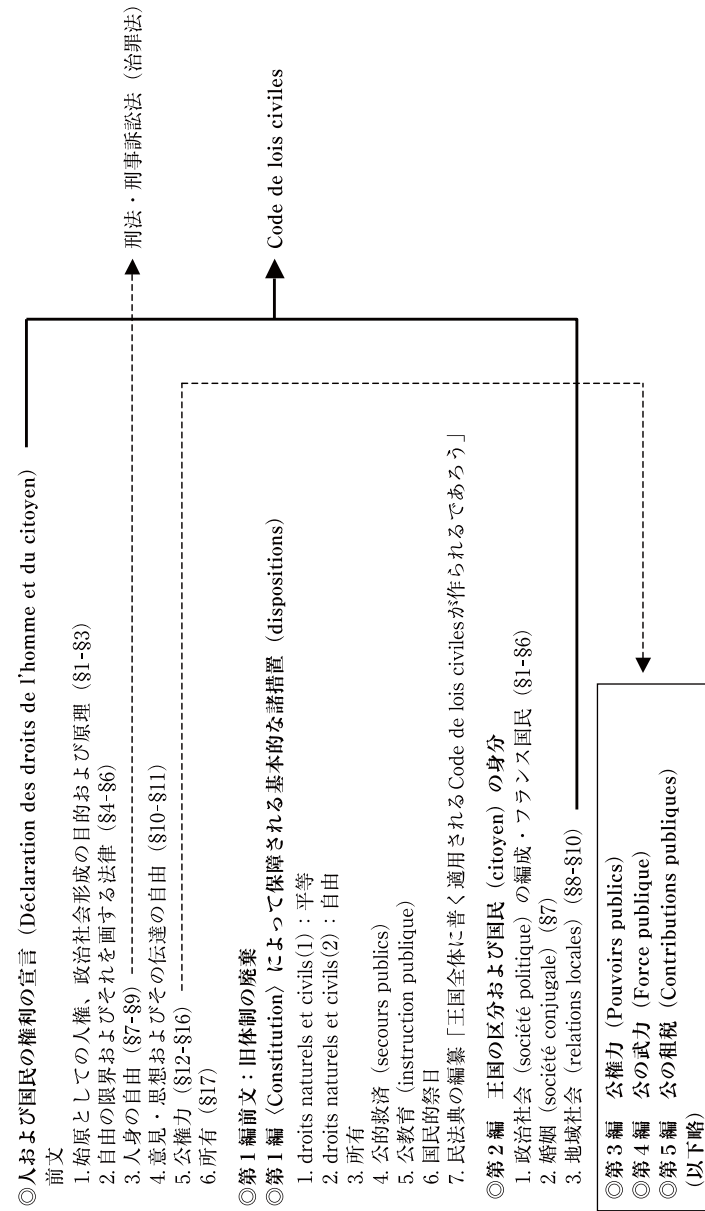
◎第4編 公の武力

◎第5編 公の租税

◎第6編 フランス国民と外国の国民との関係

◎第7編 国制にかかわるデクレ (Décrets constitutionnels) の改正

資料3 Constitution (1791) と Code de lois civiles 構想との関係



資料4 Code de lois civiles 構想：序章と第1編

Titre Préliminaire [序章]

- I. Des droits et des lois [権利と法=法律]
1. Des droits [権利]
 - (1) droits naturels [自然権]
 - (2) droits civils [国法上の権利]
 2. Des lois [法律]
 - (1) Division des lois (I) [法律の区分 I]
 - ① lois naturelles [自然法]
 - ② lois positives [実定法律]
 - ③ Les lois different des règlements [法律は規則とは異なる]
 - (2) Division des lois (II) [法律の区分 II]

lois civiles [国法]、lois criminelles [刑法]、loi constitutionnelle [憲法]、les autres [その他]
 - (3) De la publication des lois [法律の公布]
- など
- II. 身分制的諸特権の否定

Livre Premier Des personnes [第一編 人]

- T.0 Des droits civils [国法上の権利]
- C.1 Des droits naturels et civils [自然権を基礎とする国法上の権利]
- S.1 égalité (平等)
- S.2 liberté (自由)
- C.2 Des droits civils [国法上の権利]
- S.1 secours publics (公共的救助)
- S.2 instruction publique (公教育)
- T.1 De la jouissance et de la privation des droits civils [国法上の権利の享受と剥奪]
- T.2 Des actes de l'état civil [国民身分証書]
- T.3 Du domicile [住所]
- T.4 Des absents [不在]
- T.5 Du mariage [婚姻]
- T.6 Du divorce [離婚]
- T.7 De la filiation [親子]
- T.8 De la filiation adoptive [養親子]
- T.8 De l'autorité parentale [父権]
- T.9 De la minorité, de la tutelle et de l'émancipation [未成年、後見、親権または後見からの解放]
- T.10 De la majorité et des majeurs qui sont protégés par la loi [成年および法によって保護される成年者]
- droits civils
- société civile
- état civil
- société conjugale
-